

第 16 期事業計画

【権利処理】

- ①実演権利者より委任を受けた一任型の許諾及び分配に関する業務について、芸団協（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会）及び、aRma（一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構）に復委任をするとともに、権利処理を適正に行う。
- ②実演権利者より委任を受けた非一任型の許諾及び分配に関する業務について、映像作品の部分利用や対象実演家の写真・肖像の使用等について権利処理を適正に行う。また、多様化する映像作品の二次利用に対応すべく、部分利用申請のあり方や申請方法の見直し等について引き続き検討する。
- ③受領・徴収した使用料等の適切な分配を、本年 6 月と 11 月に行う。
なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による委託者の影響等を鑑み、通常よりも可能な限り早期に分配することを検討する。
- ④映像作品の部分利用等について、より迅速かつ円滑に権利処理を行うため、申請受付や許諾回答等「利用者—PRE—委託者」間における相互伝達を全て PREX 上で行うことを目指す。それに伴い、PREX 未導入の放送局に対し一層働きかけをするとともに、委託者へも PREX の利用を促進する。そのほかにも、権利処理の手順や方法の見直しを行い、ペーパーレス化等、より一層の効率化を検討する。
- ⑤実演権利者の権利処理を適正に行うため、委任登録票及び委任者リストを取得・管理する。
- ⑥委託者の委任情報を安全かつ適切に管理するため、また、徴収及び分配業務の安全かつ確実な実施のために、システムの機能を向上させる。
- ⑦芸団協、aRma 及び社員団体等のほか、音事協（一般社団法人日本音楽事業者協会）、音制連（一般社団法人日本音楽制作者連盟）、MPN（一般社団法人演奏家権利処理合同機構 MPN）等、各関係団体等と協力の上、必要な委任情報を共有し、情報の整備及び適切な管理を行う。

【知的財産権普及活動】

- ①実演家の権利のほか、多様化する映像作品の二次利用等に関する知識の普及のため、セミナー等の実施を検討するとともに、「季刊 PRE」を発行する。
- ②パンフレットやホームページを通じて当機構の事業内容を周知する。

【その他】

- ①芸団協及び aRma の運営に参加の上、事業の協力を行い、さらに音事協、音制連、MPN 等、各関係団体等との協力関係を維持する。

- ②「季刊 PRE」の巻頭インタビュー、また、「季刊 PRE」とホームページに掲載している「事務所探訪」等を通じて、当機構と委託者との連携の強化を図る。
- ③当機構の運営基盤を確かなものとするため、引き続き賛助会員入会の勧誘活動を行う。
- ④より円滑に当機構の運営を進めるため、規程類や運営体制・業務体制の再確認及び、見直しを行う。特に、今般の働き方改革関連法施行に伴って必要な就業規則等の見直しを行う。
- ⑤当機構が保有する委任情報等には安全管理措置を講じ、管理体制の確認や継続的な改善を実施し、情報保護に努める。また、事務局職員へ情報の取扱いに関する研修や情報提供等を行い、適正な取扱いを徹底する。
- ⑥事務局職員の業務能力向上及び実演に関する教養を深めるため、セミナーや演劇鑑賞等の研修を行う。
- ⑦2021年4月に当機構が設立20周年を迎えるにあたり、その節目となる事業を検討するとともに、これまでの実績や種々の経過・経緯等を振り返り、将来に向けて必要かつ十分な記録を整備する。

以上